

自主防災組織活動マニュアル



奥州市

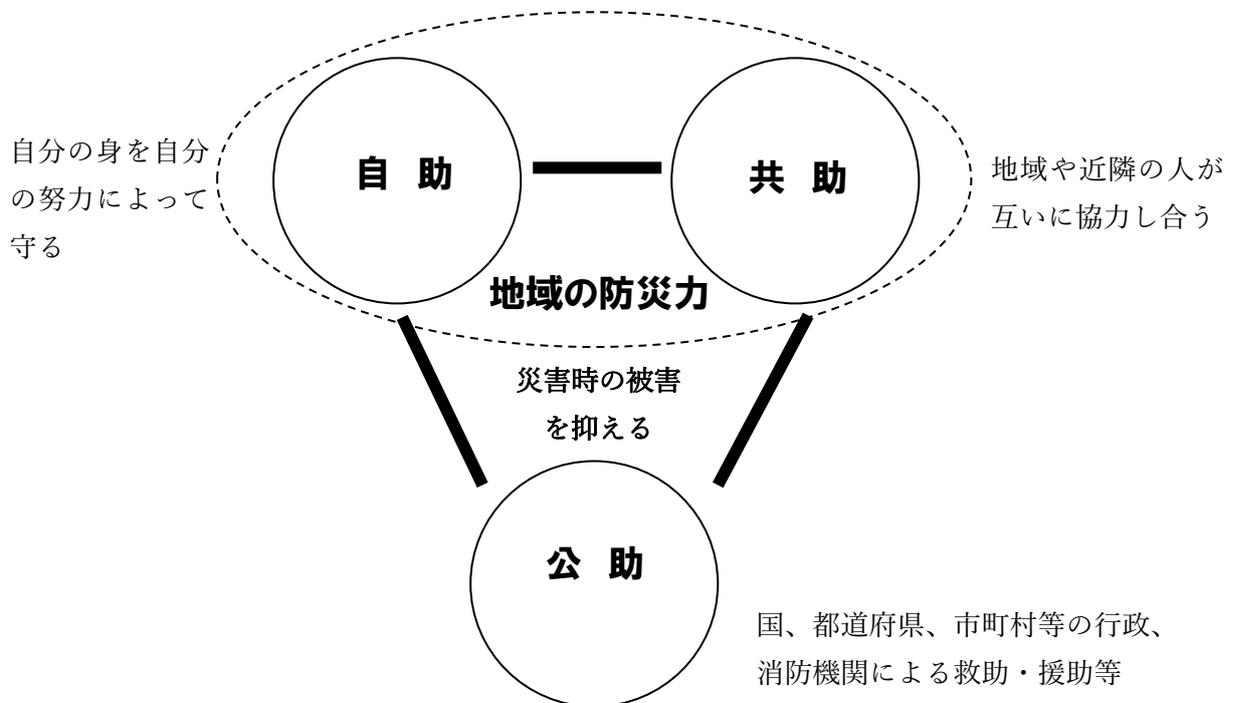
(令和4年3月策定)
(令和5年3月改訂)

自主防災組織とは

「自主防災組織」は、自治会や町内会を中心とした地域住民による任意の防災組織のことです。

大規模な災害が起きた場合、公的機関による緊急対応には限界があります。そのような状況の中では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民一人ひとりの取り組みがとても重要です。この役割を担う組織が『自主防災組織』です。

『自助』『共助』『公助』が連携しあうことが重要で、自主防災組織は『共助』に位置する組織であり地域の被害を減らすためにとても重要な組織です。



参考資料：消防庁 HP 自主防災組織の手引き（令和5年3月改訂版）

https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_R5_3.pdf

自主防災組織がなぜ必要なのか

公的機関による『公助』だけでは、大規模な災害が発生した場合には限界があります。このような時、自主防災組織が中心となり、地域ぐるみで取り組むことにより、有効な対策をとることができます。

阪神・淡路大震災では救出された人のうち、約8割が家族や近所の住民らなどによって救出されたとの報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されました。

自主防災組織の課題

令和3年4月1日現在、市内の自主防災組織の組織率は95.5%となっています。しかし、活動のマンネリ化や、活動自体をしていない組織があるなど、形骸化が課題となっています。

自主防災組織の活動

平常時
○地域内の安全点検・情報共有
○避難行動要支援者の支援体制の構築
○安否確認の連絡体制の作成
○防災知識の普及啓発
○防災訓練の実施
・情報収集・伝達訓練
・安否確認・避難誘導訓練
・消火訓練
・救出・救護訓練
・避難所運営訓練
・給食・給水訓練
・総合訓練

災害時
○避難誘導
○被害・避難状況の全体把握
○被害状況把握
○災害情報の収集・伝達
○被害・避難状況の全体把握
○安否確認・避難誘導
○初期消火活動
○負傷者等の救出
○自主避難所の運営
○炊き出しの実施

平常時の活動

(1) 地域内の安全点検と情報共有を行います。

地域内で危険箇所がないか住民の皆さんで点検するとともに、いざという時の避難ルート等を確認し、市のハザードマップへ書き込むなどの方法で集約します。こうした情報を地域のみなさんで共有することが災害への備えとなります。

地域の危険箇所把握

- 地域内の危険物集積地域、延焼拡大地域、土砂災害危険区域、ブロック塀等の安全度等の実態把握を行う。
- 地域の実態に即した消防活動、避難行動要支援者（※）に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておく
- 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。

※避難行動要支援者とは

情報の入手や発信が困難な人、または移動などに介助や時間のかかる人で、例えば高齢者や障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児などが該当します。

(2) 避難行動要支援者の支援体制をつくります。

- ① 援助を必要とする方には、地域内であらかじめ支援者を決めておきます。

※地域セーフティネット会議を活用することも可能です。

- ② 支援者は、援助を必要とする方とあらかじめ災害時の支援について話し合いをしておきます。

ケアマネジャーや利用している福祉事業者と連携することも有効な方策です。

(3) 安否の確認を行うための連絡体制を作ります。

- ① 災害時に地域内で各世帯から会長に連絡が集まる仕組みを作ります。
- ② 連絡体制は、各世帯に配布し、いつでも確認できる場所に掲示します。

(4) 防災知識を普及啓発します。

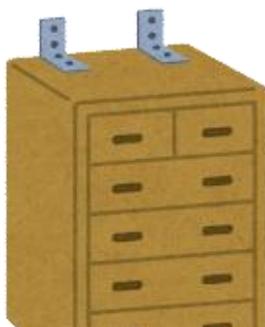
災害への備えを、各人・各世帯で意識することが防災の基本です。市では、機会をとらえて防災知識の啓発に努めていますが、地域でも防災知識の普及のため、例えば次のような項目について、地域の会合等で話し合いをすることが重要です。

●地域ぐるみの普及啓発

- ・あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- ・自主防災組織初動マニュアルの作成
(資料1 自主防災組織初動マニュアル(例) 参照)
- ・災害時の避難場所(地域の避難所、拠点収容避難所)や避難ルートの確認
- ・気象情報、避難情報などの入手手段の確認
- ・地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり
- ・市や消防機関等の講演会や研修への参加
- ・災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。
- ・地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報紙の作成
- ・地区防災計画の策定、奥州市防災会議への提案
- ・防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布
- ・隣近所の安否確認方法の確立

●家庭内の安全対策

- ・災害時の避難場所(地域の避難所、拠点収容避難所)や避難ルートの確認
- ・気象情報、避難情報などの情報入手手段の確認
- ・非常持ち出し品の準備
- ・災害時に家庭に必要なものの備蓄
(最低でも3日分の食料、飲料水は1日3リットル、停電時に必要な石油ストーブやカセットコンロ、毛布など)
- ・各家庭の非常時の連絡方法などのメモの作成
(市のハザードマップにある「わが家の「防災・緊急情報メモ」を活用しましょう。)
- ・家具の固定など、災害から身を守るための日頃からの工夫
- ・住宅の耐震化、住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策



(5) 防災訓練を実施し、災害時に備えます。

防災訓練は以下に挙げる訓練が代表的な訓練として実施されていますが、地域の実状に即した訓練を行うことが重要です。

●情報収集・伝達訓練

地域の被害状況、住民の避難状況などの情報を収集、整理し、自主防災組織本部へ報告します。本部は情報をまとめ市へ報告するための訓練です。

●安否確認・避難誘導訓練

地域の安否確認を行い、避難行動要支援者に対して避難支援者が実際に避難所へ避難させる誘導を行います。

●消火訓練

消火器等を用いて初期消火の訓練を行います。



●救出・救護訓練

はしご、ロープ等の使用方法や、負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等について訓練を行います。

●避難所運営訓練

第1次収容避難所への移動がすぐに困難な場合、地域で自主避難所を開設、運営することを想定し訓練を行います。

●給食・給水訓練

炊き出し等の訓練を行います。

●総合訓練

すべての訓練を総合的に行うことにより、一連の流れを把握することができます。

●体験イベント型訓練

防災と直接には関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることによって、防災を意識せ

ず災害対応能力を高めることができます。(例：地域の運動会で防災の要素を取り入れた競技を行う。)

●図上訓練

災害へのイメージトレーニングとして、ハザードマップ等を利用しながら議論を行うものや、クロスロードなどの防災ゲームを活用したものなどがある。

資料2 自主防災組織防災訓練メニューには各訓練の詳細や実施方法について掲載しています。



災害時の活動

ポイント

- 災害時は、まず自分の身の安全が第一です。自分と家族の安全を確保したうえで、隣近所と自主防災の活動を行きましょう。
- 災害時の情報把握は、テレビ、ラジオ、メールなどの複数の手段で情報の収集を行うようにしてください。

(1) 地域住民による安否確認活動

安否確認活動は、原則として震度5強以上の地震、風水害時は警戒レベル3高齢者等避難が発表された場合に、避難行動要支援者を中心に行いますが、市への報告を義務づけるものではありません。隣近所の安否確認を共同で行い、各班長を通じて異常の有無を会長へ連絡します。人命にかかわる事態であるときは、直ちに119番通報してください。

※平常時の啓発活動が大切です。

(2) 避難誘導活動

自宅にとどまっていることが危険な状況である場合には、周囲に声をかけながら、家族と一緒に安全な場所に避難します。また、避難行動要支援者を中心に地域の皆さんが協力して避難所に避難させます。

(3) 収容避難所の開設順番

市では、災害により避難所開設を必要とする場合に、収容避難所を次の二つに区分して開設します。

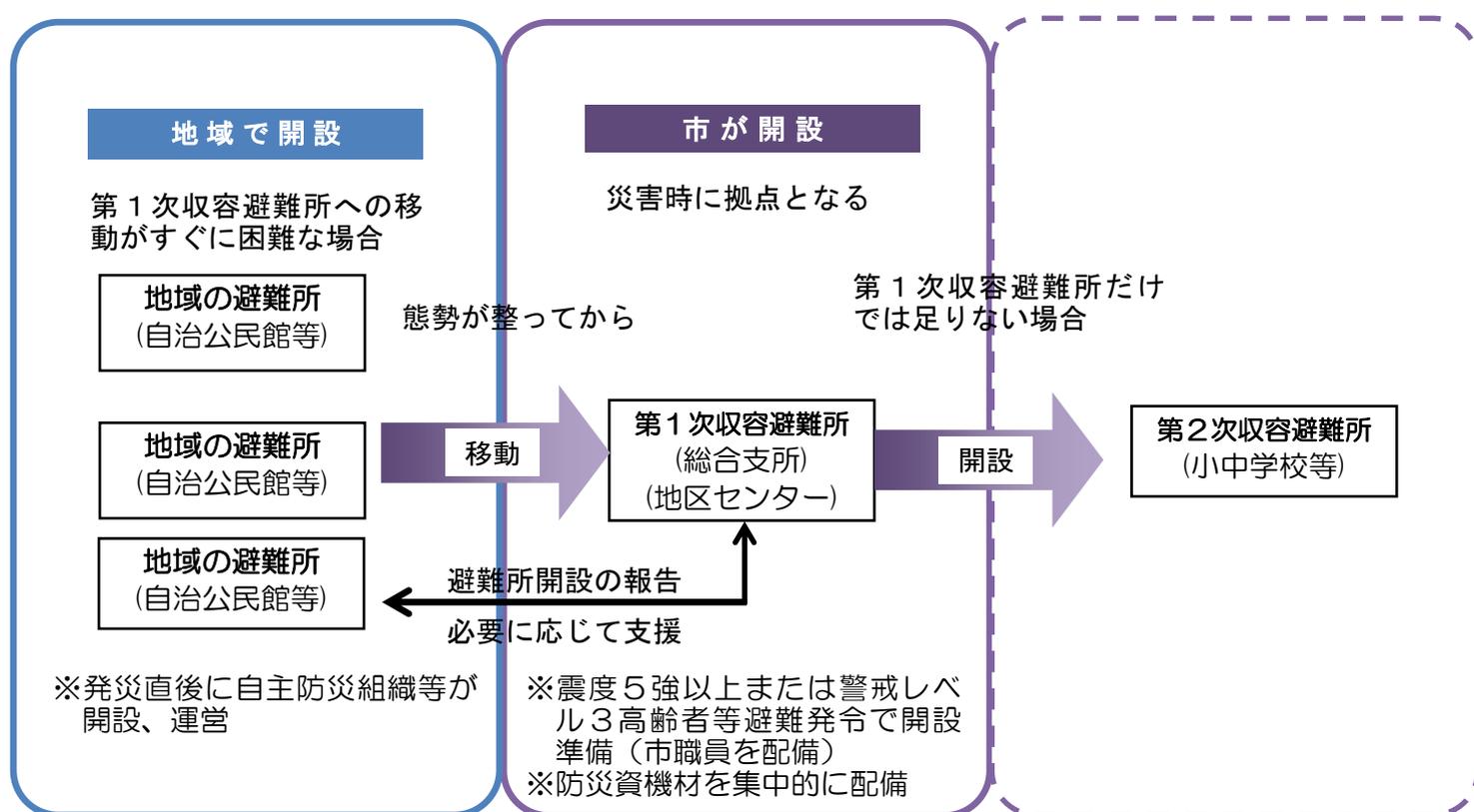
区分	開設順	避難所
第1次収容避難所	災害発生時において第1次に開設する避難所 ※震度5強以上または警戒レベル3高齢者等避難発令で開設を行う ※防災資機材を集中的に配備 ※防災行政無線等で災害対策本部と連絡が可能（物資等の要請等） ※防災・防犯情報共有システム配置	<ul style="list-style-type: none"> • 総合支所4箇所 • 地区センター28箇所（岩谷堂地区センター、羽田地区センターを除く）
水害時第1次収容避難所 ※風水害時のみ	第1次収容避難所において、浸水等により水害時に開設が困難であると思われる地域において第1次に開設する収容避難所	姉体小学校（姉体地区）、江刺総合支所（岩谷堂地区、愛宕地区）、稲瀬小学校（稲瀬地区）、人首小学校（米里地区）、前沢総合支所（白山地区）
第2次収容避難所	第1次収容避難所に収容しきれない場合等に、第2次に開設する避難所	上記以外の収容避難所

(4) 地域避難所の開設と運営

第1次収容避難所への移動がすぐには困難な場合、地域で住民の避難が必要であると判断される場合など、自治公民館等を**地域の避難所**として開設、運営することが必要になります。

地域の避難所を開設した場合は、避難の状況を第1次収容避難所等に連絡してください。

避難所開設のイメージ



(5) 感染症対策

地域の避難所を開設する場合は、ウイルス感染症対策として避難所でのマスクの着用、受付時の検温、こまめな手洗い、手指消毒を行う。

また、三密（密集、密接、密閉）を防ぐため、一家族が一区画（目安は3m×3m）を使用し、人数に応じて区画の広さを調整する。なお、家族間の距離は1m以上あける。

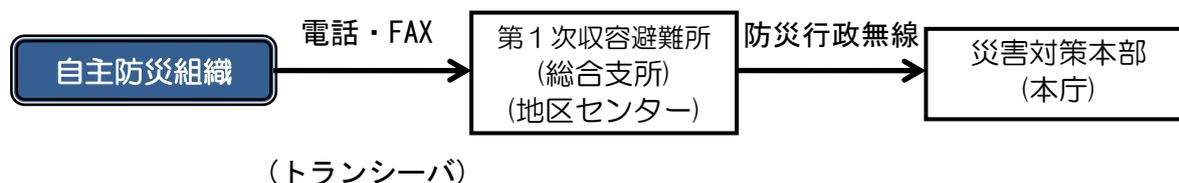
感染者及びその濃厚接触者、又は症状がある人は専用避難スペース（部屋）を設ける。また、一般の避難者と動線が一緒にならないように配慮するとともに、可能であればトイレも別にする。別にトイレを確保できない場合は、使用した後に利用者が便座や取っ手等の消毒を行う。

(6) 情報の伝達と支援の要請

①自主防災組織→市への情報伝達

- ・ 地域内の避難行動要支援者の安否情報、避難情報（連絡先、避難者数、必要物資等）、被害状況等の災害情報は、**第1次収容避難所へ報告**してください。
- ・ 避難所が開設された場合、総合支所や地区センターには夜間や休日でも職員が参集して連絡体制を整えます。

※ 地区センター、総合支所、災害対策本部との間は、防災行政無線で停電時でも相互に連絡が可能です。



②市→住民への情報伝達

- ・ 緊急速報メール（エリアメール）、テレビ、緊急告知ラジオなど、様々な手段によりお知らせします。
- ・ 大規模災害時には、奥州市が臨時災害放送局を立ち上げ、ラジオを通じて災害情報を発信します。